

ひとりで悩まずにご相談ください

「金山町犯罪被害者等支援条例」が施行されています

誰もが突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。金山町では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族（遺族）の皆さまが、一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、途切れることのない寄り添った支援を行っています。

■ 犯罪被害者等支援の「3つの基本理念」

町、町民の皆さま、事業者が一体となり、被害に遭われた方を支える地域社会をつくります。

個人の尊厳の尊重

被害に遭われた方の尊厳や権利を尊重し、適切に対応します。

二次的被害の防止

周囲の理解不足や偏見による誹謗中傷、プライバシーの侵害などの「二次的被害」を防ぐよう配慮します。

継続的な支援

被害に遭った直後から、再び平穏な生活を営めるようになるまで、途切れることなくサポートします。

💡 町民・事業者の皆さまへのお願い

被害に遭われた方の置かれている状況を理解し、周囲への配慮（噂話や誹謗中傷をしないなど）を徹底し、町の施策へのご協力をお願いいたします。

■ 町が行う主な支援内容

被害に遭われた方の直面する問題に応じて、関係機関と連携しながら以下の支援を行います。

相談・情報提供

生活上の困りごとや不安について相談に応じ、必要な情報や助言を行います。

住まいの安定支援

事件等によりこれまでの家に住むことが難しくなった方へ、住宅情報の提供などを行います。

経済的負担の軽減（経済的支援）

被害による金銭的な負担を減らすため、以下の「犯罪被害者等見舞金」を支給します。

■ 金山町犯罪被害者等見舞金について

金山町に住民登録がある方（または町長が認める方）が、犯罪行為によって亡くなられたり、重い傷害を負ったりした場合に見舞金を支給します。

遺族見舞金

30万円

亡くなられた被害者のご遺族へ支給

傷害見舞金

10万円

療養1カ月以上かつ3日以上入院等を要する傷害を負った被害者本人へ支給

【申請の期限】

犯罪被害を知った日から2年、または犯罪被害があった日から7年以内。

（※やむを得ない理由がある場合は、その理由がなくなってから6カ月以内）

- ・※加害者と親族関係がある場合や、暴力団関係者である場合など、条例・規則の規定により支給対象外となるケースがあります。また、支給にあたっては山形県警察へ意見聴取を行います。

■ お問い合わせ・ご相談窓口

まずは、ひとりで抱え込まずに下記へご相談ください。プライバシーは厳守いたします。

担当窓口 金山町役場 生活環境課 くらし安全係

電話番号 **0233-29-5631**（内線：272）

受付時間 平日 8:30 ～ 17:15（土日祝・年末年始を除く）